五 指定訪問看護事業者又は当該指定に係る訪問看 護事業所の看護師その他の従業者が、前条第一項 の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同 項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは 虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒 み、妨げ、若しくは忌避したとき(当該指定に係る 訪問看護事業所の看護師その他の従業者がその行 為をした場合において、その行為を防止するた め、当該指定訪問看護事業者が相当の注意及び監 督を尽くしたときを除く。)。

六~十 (省略)

健 康 保 険 検 査 証

(法第九十四条関係)

写真

官職又は職名

氏 名

(年月日生)

(裏 面)

第号

令和 年 月 日交付

厚生労働大臣、 地方厚生局長又 は地方厚生支局 長 印 健康保険法(抄)

(指定訪問看護事業者等の報告等)

- 2 第七条の三十八第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(指定訪問看護事業者の指定の取消し)

第九十五条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに 該当する場合においては、当該指定訪問看護事業者 に係る第八十八条第一項の指定を取り消すことがで きる。

一~三 (省略)

四 指定訪問看護事業者が、前条第一項(第百十一条 第三項及び第百四十九条において準用する場合を 含む。以下この条において同じ。)の規定により報 告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜら れてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。